

東京大学大学院経済学研究科 特任研究員の募集について

本研究科では、政策評価研究教育センター（CREPE）における経済学分野の実証研究の関連業務に従事する特任研究員(特定有期雇用教職員)を下記の要領で募集致します。

| | | |
|----|----------------|---|
| 1 | 専攻分野 職名及び人数 | 経済学に関連する分野 特任研究員(特定有期雇用教職員) 若干名 |
| 2 | 契約期間 | 2023年4月1日～2025年3月31日 |
| 3 | 更新の有無 | なし |
| 4 | 試用期間 | 採用された日から6か月間 給与・待遇に変わりはありません。 |
| 5 | 所属 | 東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷7-3-1) |
| 6 | 就業場所 | 政策評価研究教育センター（CREPE） ※業務の都合により変更することがある。 |
| 7 | 業務内容 | <p>政策評価研究教育センターにおいて実施している「税務データを中心とする自治体業務データの学術利用基盤整備と経済分析への活用」プロジェクトにおける以下の業務。</p> <p>○以下に関するチームメンバーへの作業指示、作業結果の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体の業務データの匿名化・分析に関するコーディング（統計解析ソフトウェア主にR、一部Stata） 自治体とのやり取り（例：自治体への作業依頼、質問、自治体からの質問対応、ニーズ把握、ヒアリング） 個人住民税・法人住民税・法人事業税に関する税収予測精度向上の検討 自治体への報告資料の作成 <p>○自治体・研究者の新たなニーズの発掘など、プロジェクト発展のための企画立案</p> <p>自治体業務データを利用した実証研究を進め、論文を執筆できる方を希望します。</p> <p>当プロジェクト概要については下記参照： https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/jichitai_data/</p> |
| 8 | 就業時間 | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分・週5日勤務したものとみなされる。 |
| 9 | 休日 | 土日・祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）。 |
| 10 | 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇等 |
| 11 | 賃金等 | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額45万円程度（資格、 |

| | | |
|----|-------------|--|
| | | 能力、経験等に応じて決定する)、通勤手当（支給要件を満たした場合） |
| 12 | 加入保険 | 文部科学省共済組合、雇用保険に加入 |
| 13 | 応募資格 | 経済学ないしは関連分野の博士の学位を取得した者、または1年のうちに博士の学位取得が見込める者。Stata ならびに R に関する知識は必須。自治体との連絡業務を遂行するため日本語能力は必須。 |
| 14 | 提出書類 | <p>(1) 研究経歴書（書式自由・英語可） 選考に関する連絡はすべてメールで行われるので、経歴書には連絡の取れるメールアドレスを必ず記載すること。</p> <p>(2) 代表的な研究論文1本（その旨明示して送付すること）。その他に参考資料として最大4本までの論文を提出可能。</p> <p>(3) 推薦状2通（直接下記メールアドレスまで送付するように依頼すること、日本語または英語）</p> |
| 15 | 提出方法 | <p>メールタイトルを「CREPE 特任研究員応募書類送付」と明記の上、応募書類をメール添付により下記メールアドレスまで送付すること。</p> <p>政策評価研究教育センター 採用担当 crepe<at>e.u-tokyo.ac.jp（<at>を@に変換する）</p> <p>※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p> |
| 16 | 応募締切 | 2022年12月2日(金) AM9:30（日本時間）必着 書類選考のうえ、合格者に対し面接を実施。 |
| 17 | 問い合わせ先 | 〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院経済学研究科附属政策評価研究教育センター e-mail : crepe<at>e.u-tokyo.ac.jp（<at>を@に変換する） メール以外のお問い合わせにはお答えできません。 |
| 18 | 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 19 | 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） |
| 20 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</p> |
|--|--|--|